フィリピンの中小企業振興と課題

中小企業(SME)の活力を活かした 経済開発戦略構築のために

> 坂本 弘樹 Hiroki Sakamoto 国際協力機構(JICA) 派遣専門家 (財)国際貿易投資研究所 客員研究員

「中小企業振興」の重要性

衝撃的な事実がある。People's Power Revolution として世界の注目を集めた 1986 年の EDSA 革命 (注1)だが、庶民の生活に何をもたらしたのだろうか? マルコスの独裁が終焉し、デモクラシーが復活したのは事実である。しかし、その成果として国民の生活は向上してきたのか? この疑問が長らく胸につかえていたのだが、最近ようやくフィリピン政府の公式統計でこの疑問が解消した。表 1 は NSCB (National Statistical Coordination Board)の発行した『フィリピン統計年鑑 2003 年版』に掲載されている公式統計である。

この表を見れば一目瞭然である。フィリピンの国民の富裕層最上位 10 %

の所得は 1998 年から 2000 年の間に 国富全体の 35.8 %から 38.4 %へと上 昇している。所得上位の第 9 分位、 第 8 分位もわずかながらシェアを伸 ぱしている。これに対して第 7 分位 以下は軒並みシェアを低下させてきて いる。つまり、EDSA 革命後、所得格 差は拡大してきており、『The Rich Getting Richer, the Poor Getting Poorer』というのがフィリピンの現実 の姿なのである。

EDSA 革命の本質が何だったのかという点についてここで論ずるつもりはないが、日常的にこの国の出来事を見ていると、この国は一部の特権階級にとって非常に都合のよい民主主義である。一般庶民の生活向上、貧困撲滅、地域間格差の是正については一向に有効な政策が展開されてこなかったことは明白である。しかも、それが言論の

自由も含めたデモクラシーの美名の下での現実であるところに問題の本質があるように思えてならない。

2004年7月下旬、日刊マニラ新聞に「寡頭支配を崩せるか」と題する記事が掲載された。この記事はアロヨ大統領が施政方針として打ち出した重点課題10項目についてフィリピン大学政治学部ハモン教授にインタビューしたものである。ハモン教授の論点は、富裕層の巨額の脱税や、殺人事件までもがうやむやにされている現実に対して、いつかは国民の怒りが爆発するときがくる、というものである。

1998 年の大統領選でエストラーダ

が圧倒的な支持を得て当選した背景には、国民の大多数を占める貧困層が、で特権階級出身者ではない)エラップ(エストラーダ大統領 -- 当時)なら何とかしてくれるのでは」というはかない期待感を抱いていたからではないかと思われる。結局エラップは有効な施策を何ひとつ打ち出せないまま EDSA-II によって政権は崩壊してしまった。アロヨの大統領昇格直後のメーデー事件や、昨年勃発した一部青年将校によるクーデター未遂事件などを見ていると、この国が抱えている社会構造上の問題の深刻さに暗澹とさせられる。

アロヨ大統領がよく口にする「国民 の**亀**裂の修復」は、リップサービスで

表 1 所得分位別に見た所得格差の拡大(1988年 2000年)

	1988 年(%)	2000年(%)	変化(%ポイント)
第10分位	35.8	38.4	+ 2.6
第9分位	16.0	16.4	+ 0.4
第8分位	11.6	11.7	+ 0.1
上位3分位所得層	63.4	66.5	+ 3.1
第7分位	9.0	8.8	- 0.2
第6分位	7.3	6.9	- 0.4
第5分位	6.0	5.5	- 0.5
第4分位	5.0	4.4	- 0.6
第3分位	4.1	3.5	- 0.6
第2分位	3.2	2.7	- 0.5
第1分位	2.0	1.7	- 0.3

(出所) NSCB, Philippine Statistical Yearbook, 2003

はないと信じたい。大統領が問題の本質を十分理解しているか否かは疑問だが、問題の重要性を認識していることだけは間違いない。大統領が施政方針として示した10ポイントアジェンダ(p.101参照)は現在のフィリピンが直面している課題を的確に捉えていると思う。しかし、大統領自身が触れているとおり、課題解決のためには富裕層の権益に触れざるを得ない。議会や経済界、富裕層、EDSA革命の核となったいわゆるCivil Society の協力を得つつ、所得分配の公正と経済開発を同時的に進めていけるかどうかが、アロヨ政権の命運を左右しよう。

1985 年のプラザ合意による円高を 契機に日本企業のアジアシフトが進 み、その恩恵を享受する形で周辺諸国 の経済成長が加速化した。しかし、フィリピンは EDSA 革命の混乱と、バ ギオ地震・ピナツボ火山噴火などの天 然災害も加わり、投資環境が悪化し、 日本企業の生産拠点の受け皿となり得 なかった。

加えてアキノ政権以降の経済政策は 市場経済重視、自由化、規制緩和、民 営化を機軸に運営されてきており、そ の結果は経済特区におけるアッセンブ リー産業の隆盛とそれとは無縁の国内 産業の沈滞という二極化が進んできている。最近では中国のWTO加盟以降、あらゆる消費財分野で中国産品の輸入が国内市場で脅威となってきている。

フィリピンにおける中小企業の現状 分析

フィリピン統計局(National Statistics Office、以下NSOと略す)の最新データによると 2001 年現在、NSO が把握している事業所総数は 81万 1592 社、このうち総資産 1 億ペソ以上の大企業は 2,958 社に過ぎず、残りの 80 万 8,634 社が中小企業ということになる。この統計の主な問題は次の 3 点である。

事業所統計の未整備:その第1が統計のカバレッジの問題である。フィリピンの事業所統計は整備されているとは言えず、小企業より上の範疇はかなり的確に捉えているとしても、マイクロ以下についてはかなり疑問視せざるを得ない。統計上把握されていない、インフォーマルセクターに多分80万を超えるマイクロ企業が存在すると考えられる(注2)。

フィリピンでは事業開始に当たって 事業規模の大小にかかわらずまず事業 所名(Business Name)を貿易産業省 (Department of Trade and Industry、以 下 DTI と略す) に登録し、その上で 証券取引委員会 (Security Exchange Commission、以下 SEC と略)に事業 所登録を行う。投資委員会 (Board of Investments、以下 BOI と略) PEZA (Philippine Economic Zone Authority) SBMA (Subic Bay Metropolitan Authority **\)** CDC **(** Clark Development Authority) などの投資促進機関に登 録する場合も、DTI で事業所名の登録 を済ませた上で、企業登録を SEC で 行う必要がある。SEC 登録を免除さ れる企業は、DTI での事業所名登録後、 操業開始に必要な諸手続き(後述)に 入る。

SME の定義:第2に、中小企業の定義は表2に見るとおり、土地を除く総資産の額を基準にしているが、業種による区分が一切なく、この基準に基づき集計されたデータが政策立案に有意義が否か、意見の分かれるところで

ある。

事業所登録の限界:第3点としてあげておきたいのは、現時点では事業所名登録(Business Name Registration、以下では社名登録と略)をベースにDTI 登録企業として把握しているわけだが、登録有効期間5年間の間に全く事業が開始されないケースや、廃業・転業など新陳代謝が極めて激しいのが現実である。関係者の間では登録案件の30%相当が期間内に事業開始に踏み切っているとされている。また、企業の生存率(Survival ratio といっているが)は、マイクロ企業の場合は20~30%というのが一般的な見方である。

1.フィリピンにおける中小企業

(1) 事業所数ではマイクロ企業が 92%

表 3 は前述の資産ペースの定義で 見た 2001 年の事業所総表である。

	資産額	従業員数
大企業	1 億ペソ以上	200 名以上
中企業	1,500 万以上 1 億ペソ未満	100 名以上 200 名未満
小企業	300 万以上 1,500 万ペソ未満	10 名以上 100 名未満
マイクロ企業	300 万ペソ未満	10 名未満

表 2 フィリピンの中小企業の定義

通常、SMEを中小企業と訳しているが(フィリピンにおいても同様であるが)、フィリピンでは SME を Small and Micro Enterprises と捉えたほうが政策的には意味がある。事実、政府が実施している政策体系を見ても、中企業が政府の実施する各種支援サービスの受益者となっているケースはまれである。逆に、中企業が政府に何か期待しているとも思えない。DTI 内部では最近 MSME: Micro, Small and Medium Enterprises という用語を使うようになってきている。

表3で注目されるのは、99年から2001年にかけて企業規模の大小にかかわらず企業数が減少しているが、マイクロ企業に関してはその減少率が1.0%ときわめて低いことである。これはマイクロ企業の体力が優れているということではなく、新陳代謝が極め

て激しい、ある意味ではそれだけ活力 に満ち溢れている、と前向きに捉える ことも可能である。制度的支援が充実 すれば、その活力を生かしてフィリピ ン経済の発展の源泉とすることができ るかもしれない。

(2) 産業別に見た MSME の比重:事業所数では99.7%

表4は産業別に見た事業所数、表5 は従業員数を示している。まず産業別 事業所統計から見ると、何点か注目さ れる事実が読み取れる。

第1点は農林・水産・鉱業といった一次産業においても MSME が圧倒 的多数を占めること。第2点は製造業においても9割近くがマイクロ企業であることである。

「雇用面では約7割1

従業員数から見た MSME の比重は

	1999 年	2001 年	増減	増減率
大企業	3,207	2,958	- 249	- 7.8 %
中企業	3,239	2,923	- 316	- 9.8 %
小企業	68,781	61,762	- 7,019	- 10.2 %
マイクロ企業	751,556	743,949	- 7,447	- 1.0 %
総事業所数	826,783	811,592	- 15,191	- 1.8 %

表 3 規模別事業所数の変化(1998年・2001年)

(出所) BSMED, SME Statistical Report 2001

全産業では 69.1% だが、製造業につい ては 52.1% に過ぎない。また、農林・ 水産業についてもそれぞれ 42.1%、 54.5%、鉱業にいたっては29.4%とな っており、これら産業については MSME の事業所数は多いが、従業員 数から見た規模はきわめて小さいこと が分かる(表5)

(3) 社名登録から見た MSME の新規 参λ

業形態の如何にかかわらず、証券取引 委員会(SEC) 投資委員会(BOI) などへの事業登録の前に DTI で社名 登録を行わねばならない。社名登録の 有効期間は5年間で、5年ごとの更新 が義務付けられている。DTI の内部情 報では、社名登録を行った企業のうち で実際に事業を開始する割合は20~ 50 %と言われている。新規事業の生 存率も 20 ~ 30 %ときわめて低い実 情から類推すると、企業規模の大小に **先にも触れたが、フィリピンでは事かかわらず新陳代謝はきわめて激し**

表 4 産業別事業所数 (2001年)

産業	マイクロ	小企業	中企業	MSME	大企業	全事業所
農林業	1,459	1,403	107	2,969	126	3,095
水産業	497	611	17	1,125	27	1,152
鉱業	216	100	14	330	16	346
製造業	108,986	12,627	988	122,601	1,194	123,795
電気ガス水道	485	483	99	1,067	94	1,161
建設業	1,530	1,037	105	2,672	111	2,783
商業・修理業	415,924	18,469	408	434,801	300	435,101
ホテル・食堂	81,609	6,909	146	88,664	69	88,730
運輸通信業	10,891	3,328	172	14,391	175	14,566
金融業	17,791	5,477	84	23,352	109	23,461
不動産業	34,527	3,928	299	38,754	361	39,115
教育	4,965	3,846	306	9,117	225	9,342
健康社会福祉	26,725	1,300	113	28,138	93	28,231
サービス	38,344	2,244	65	40,653	58	40,711
全産業	743,949	61,759	2,923	808,631	2,958	811,589
構成比	91.67	7.61	0.36	99.65	0.36	100.0

(出所)表3に同じ

い。いずれにしても事業所統計が整備 されていない現状では、この社名登録 が唯一の先行指標として使えるもので ある。

表6の期間中には97年のアジア通 貨危機があったわけだが、年間平均 20数万社が新規・更新登録を行っている。興味深いのは、マイクロ企業の中にも株式会社として登録している企 業が8万社弱(5.5%)存在することである。マイクロ=零細家内工業というわけでもなさそうだが、マイクロ企 業の株式会社の実態はこれまで調査されていない。小企業となると全体の5 割弱が株式会社の形態をとっている。

(4) 付加価値産出ベースで見た MSMEのウェイト

事業所数では圧倒的な数を誇り、雇用面からも7割近くを吸収しているMSMEであるが、付加価値産出ベースで見るとその貢献度はきわめて低い。付加価値に関する事業規模別データは入手が極めて困難で、中小企業局

表 5 産業別従業員数 (2001年)

産業	マイクロ	小企業	中企業	MSME	大企業	全事業所
農林業	5,970	35,530	14,528	56,028	77,154	133,182
水産業	2,107	12,215	2,212	16,534	13,788	30,322
鉱業	1,029	3,049	2,128	6,206	14,897	21,103
製造業	353,415	309,952	136,648	800,015	734,088	1,534,103
電気ガス水	2,152	14,509	14,124	30,785	46,140	76,925
建設業	6,848	26,928	13,843	47,619	100,472	148,091
商業・修理	1,109,473	350,368	55,184	1,515,025	137,925	1,652,950
ホテル食堂	266,950	18,901	18,901	437,415	33,084	470,499
運輸通信業	40,419	23,008	23,008	142,729	158,518	301,247
金融業	74,175	11,458	11,458	183,415	70,469	253,884
不動産業	103,153	41,199	41,199	237,288	173,926	411,211
教育	20,830	41,570	41,570	166,724	104,175	270,899
健康・福祉	60,118	15,578	15,578	109,485	58,487	167,972
サービス	105,246	8,977	8,977	159,637	25,938	185,575
全産業	2,151,885	1,357,662	399,358	3,908,905	1,749,058	5,657,963
構成比	38.03	24.00	7.06	69.09	30.91	100.0

(出所)表3に同じ

	マイクロ	小企業	中企業	MSME合計
個人企業	1,361,191 (94.2)	17,459 (50.2)	3,042 (36.1)	1,381,692 (92.8)
パートナー	5,228 ((0.4)	603 (0.2)	65 (0.8)	5,896 (0.4)
株式会社	79,170 ((5.5)	16,731 (0.2)	5,323 (63.1)	101,224 (6.8)
△ ±1	1,445,589 (100)	34,793 (100)	8,430 (100)	1,488,812 (100)
合 計	97.1 %	2.3 %	0.6 %	100 %

表 6 事業形態別社名登録 (1995 ~ 2002 年 9 月)

(出所)表3に同じ

(BSMED) 作成の Statistical Report にも見当たらない。ただし Fact Sheet では大企業のシェアが 68 %と記述され、この数字が各種資料で転用されてきている。

NSCB 発行の『フィリピン統計年鑑』 2003 年版に従業員規模別(10 名以上 と 10 名未満)の付加価値データをも とに表 7 にまとめてみた。

従業員10名以下の企業が必ずしも 総資産300万ペソ以下のマイクロ企 業とはいえないが、このデータから見 る限り、従業員10名以下のマイクロ 企業の付加価値貢献度は、卸小売業と 修理業を除けば極めて低いことが分 かる。特に製造業に占めるシェアはわ ずか2.3%である。6業種合計でも雇 用の39.0%を占める10名以下の企 業の付加価値は7.0%に過ぎない。こ のデータをどれだけの政府当局者が認 識しているのか、また認識した上でど ういう政策的対応を考えていかねばな らないか、きわめて重要な問題だと考 える。

なお、この統計には 1995 年から 98 年まで各年の企業数、従業員数、 賃金支払額、収入・支出、設備投資額 も記載されている。

2.フィリピン政府の取り組み

(1) 上位計画:中期開発計画(MTDP) フィリピンでは新政権誕生後、大統 領の施政方針の表明からおよそ3カ 月をめどに中期開発計画(Mid Term Development Plan、以下 MTDPと略) を策定している。

2001 年 1 月の EDSA-2 政変で大統領に昇格したアロヨ大統領は残る任期の 2001 ~ 04 について MTDP を策定しているが、その中で SME 関連政策では最重点課題として SME 向け金融

へのてこ入れを表明している。これに基づいて本項 (2) で述べる短・中期計画、通称「SME アジェンダ」が進められてきた。

本年 5 月の大統領選を制したアロ ヨ大統領は就任前の演説、あるいは 7 月の議会での施政方針演説でこれから 6 年間の政策課題に言及しているが、 これらの施政方針を受けて、政府部局 では MTDP の原案策定を急いでいる ところである。最終的には NEDA が 取りまとめ、大統領の裁可を仰ぐこと となる。

(2) 短・中期計画: National SME Agenda

1997 年のアジア通貨危機の影響を受けてフィリピンでも不良債権比率が

表7 従業員規模別・産業別付加価値額(1998年)

(単位: 100 万ペソ、%)

業種	10 名以上の企業	10 名以下の企業	合 計
製造業	669,338	16,086	685,424
	97.7%	2.3%	
従業員数	1,163,387	355,245	
卸小売業	161,563	70,947	232,510
	69.5%	30.5%	
従業員数	548,846	963,234	
自動車·家庭用品修理業	2,058	2,504	4,562
	45.1%	54.9%	
従業員数	21,238	67,437	
運輸通信倉庫	90,961	2,204	93,165
	97.6%	2.4%	
従業員数	203,653	31,519	
金融仲介	499,027	12,733	511,760
	97.5%	2.5%	
従業員数	244,797	66,080	
不動産・レンタルその他	62,157	5,781	67,938
	91.5%	8.5%	
従業員数	279,510	87,416	
6 業種付加価値合計	1,455,104	110,255	1,565,359
構成比	93.0%	7.0%	
6 業種従業員数合計	2,461,431	1,570,931	4,032,362
構成比	61.0 %	39.0 %	

(出所)表1に同じ

【参考】アロヨ政権の10 ポイントア ジェンダ

- 1.SME 向け融資の3倍増と100万 ~200万ヘクタールの農地開発 を通じて向こう6年間に600万 人の雇用を創出する。
- 学校の新築、教室の増設、机・ 椅子・教科書の供与、貧困家庭 への奨学金支給
- 3. 国家予算の均衡達成
- 4. Ro-Ro 船による輸送ネットワーク、デジタル・インフラの整備を通じて全国に進歩の恩典を行きわたらせる。
- 5.全国のパランガイに電気・水道 供給を行きわたらせる。
- 6.ルソン、ビサヤ、ミンダナオ島 に政府機能・居住センターを移 転し、メトロマニラの混雑解消 を図る。
- 7. クラーク、スーピックの開発
- 8. 選挙システムの自動化
- 9. 和平交渉の推進
- 10. EDSA1, 2, 3 によって生じた 国民の急烈の公平な修復

急上昇し、その結果として金融業界の 貸し出し姿勢が極めて慎重となった。 このため 2002 年秋頃には Credit crunch が叫ばれ、SME 向け金融アク セスの緩和が重要な課題として意識さ れ始めた。そういう状況下で DTI が 主導して編み出したのが National SME Agenda と呼ばれる短・中期 SME 振興プログラムである。その柱 となったのが SULONG (SME Unified Lending Opportunity for National Growth の略)と呼ばれる SME 向けの金融プログラムである。

(1) アジェンダの概要

SME アジェンダは到達目標として3年後に全事業所に占める中小企業のウェイトを12%に、総付加価値額に占める中小企業のウェイトを40%にまで引き上げることを謳っている。そのための政策手段として、サプライサイド・プッシュ、特に金融面からの支援を強力に進めるとしている。こうして生み出されたのがSULONGプログラムである。

(2) SULONG の進捗状況

SULONG は政府系金融機関 (Government Financial Institutions、以下 GFI と略する)が総力を挙げて SME 金融に力を注ぐものである。 GFI は開発銀行(DBP)、国土銀行 (LBP)、SBコーポレーション(SB)、 Quedancorp(農業金融)、Philexim (輸出入金融) NLSF(国民金融公庫 に相当するが文字通り生業資金の貸付 を行っている)の5社から成る。こ れら5機関が統一した申請様式で融 資申請を受け付け、貸出利息も、短期 9.5%、中期(3年未満)11.25%、 長期(3~5年)12.75%に統一し ているのが特色である。融資限度額は 短期、中長期にかかわらず 1 件 500 万ペソとされている(1ペソ = 約2 円)。SULONG の実行状況は全体と して 2 万 4.128 件、246 億ペソの融資 が実行されており、1件当たりでは 100 万ペソである。特に注目されるの は LBP (国土銀行)の融資実績が件 数、金額ともに抜きん出ていることで **ある。また、資本金** 20 **億ペソの** SB が資本金額を上回る融資を実行したこ とも評価できる。

表8はSMED週間の最中に全国紙に公表されたSULONGの2004年5 月末までの実績である。この資料によれば、全体で45万3,202件、総額378億ペソが貸し出されたことになる。融資総件数の87%がQuedancorpによる1件当たり3万(wholesale)~1万ペソ(retail)の小口融資である。また、融資額ではLand Bankが全体の45%、次いで開発銀行の 31 %となっている。このデータの信 憑性には関係者も疑問を投げかけて いる。

(3) SME Development Plan 2004-2010 JICA 開発調査『中小企業振興マス タープラン策定支援』は 2002 年 9 月 の SW (Scope of Work) ミッション 派遣から始まり、2003年初頭のイン セプション・ミッション派遣、本格調 査と続き、同年6月末にはインテリ ムレポートを発表した。その後も数次 にわたってフォローアップ調査を重 ね、2003年3月末に最終報告書を取 りまとめて終了した。フィリピン側で はインテリムレポートの提出を受けて 2003 **年秋口から** DTI を中心にマスタ ープランの策定作業に取り組んできた が、2004年2月末には中小企業審議 会 (SMEDC) での承認も得た。

この時点での問題は、大統領選挙が 激化するさなかにマスタープランの公 表に踏み切れるか否かということであった。最終的には DTI コアグループ (注3) 内部での議論の結果、大統領選 の帰趨が決し、新政権の陣容が固まった後に公表するのが賢明であるし、プランの円滑な実行という観点からも毎年7月第3週に開催される「中小企業 週間」のメインイベントとしてマスタープランの公表に踏み切ることになった。

アロヨ大統領は就任前の演説でも SME 開発の重要性に言及しているが、 国政教書演説 (SONA: State of the Nation Address) の中でも SME の振 興を通じた雇用の拡大を新政権の最重 要政策課題のトップに位置付けてい る。中小企業の振興、特に新規の起業 家の育成と既存中小企業への行政支援 によって雇用を促進する、というのが 彼女の 10 ポイントアジェンダの筆頭 に掲げられている。そういう意味では JICA ならびに日本政府関係機関の「フィリピン中小企業開発」への総合 的な支援は時宜を得たものといえる。

大統領の 10 ポイントアジェンダに 基づき、現在、各省庁は MTDP (中 期開発計画)の素案作成に追われてい るが、SME 開発についてはマスター プランがそのまま MTDP に盛り込ま れることとなる。

表 8 SULONG 融資実績 (2004 年 3 月末)

GFI	区分	件数	金額 (100万ペソ)	1 件当たり融資額 (1,000 ペソ)
LBP	Wholesale	81	520.5	6,426
	Retail	18,947	16,477.7	870
DBP	Wholesale	314	2,926.5	93,200
	Retail	2,149	8,962.9	4,171
	Wholesale	1,172	2,191.3	1,870
SB Corp.	Retail	2,227	1,120.2	503
	Guarantee	80	358.8	4,485
Quedancor	Wholesale	3,350	100.5	30
	Retail	395,904	4,061.2	10
	Guarantee	17	149.4	8,788
Philexim	Retail	53	276.6	5,219
	Guarantee	52	393.1	7,560
NLFS	Wholesale	28,586	332.4	12
Total		453,302	37,871.1	84

(出所) Business World、2004 年 7 月 23-24 日号

3.フィリピン政府関連機関

(1) SMEDC (中小企業審議会)

アキノ政権下の 1991 年に制定された「SME 憲章」(RA6977)(Republic Act の略。なお同法は 1996 年にRA8289 で改正されている。さらに、前議会で審議未了となった改正案を今国会に上程済みである)で規定されている SME 開発に関する最高意思決定機関である。議長には DTI 長官が指名されており、メンバーは以下の政府関係機関の長、さらに民間有識者の参画も規定されている。

[SMEDC の構成メンバー]

議長: DTI 長官

メンバー: 国家経済開発庁(NEDA) 農務省(DA) 労働・雇用省 (DOLE) 環境・天然資源省 (DENR) 科学技術省(DOST) 観光省(DOT) の各長官、通貨 委員会(Monetary Board)委員長、 小企業保証金融公社(SBGFC) 総裁、SME振興団体の長(フィ リピン商工会議所が代表してい る) さらにルソン・ビサヤ・ミ ンダナオの民間部門代表、金融界 代表(金融界代表についてはフィ リピン銀行協会 (BAP) 貯蓄銀行協会 (Chamber of Thrift Banks) 農村銀行協会 (Rual Bankers Association)の3団体の持ち回りとなっている。)

事務局: DTI-BSMED

SMEDC には DTI 長官から議長代行を委任されている SB コーポレーション (以下 SB と略)のアロンゾ総裁と、フィリピン商工会議所(以下PCCI と略)中小企業担当副会頭のフロロ氏を除けば、各省庁とも機関のトップは出ていない。去る 8月20日に開催された第92回審議会では小職の総括報告が議題に上り1時間あまり有意義な意見交換を行うことができた。その際に、初参加のミンダナオの ARMM 代表ミスアリ氏の紹介もあった。

この会合でマグナカルタ改正案 (House Bill No.180)の第13議会上程、議案は前回同様、下院商工委員会に特別設置された「Special Committee on Entrepreneurship」(起業小委員会と略す)のSy-Alvarado小委員長に託されたことが報告されている。

また、BMBE 法 (注4) に盛り込ま

れた PAGCOR (Philippine Amusement and Gaming Corporation の略称)からの SME 開発基金拠出について、毎年3千万ペソが SMEDC に振り込まれることが確定した、との報告もあった。これを受けて審議会では、振り込まれる基金は SB で管理運営されるのだから、すぐにでも SB で資金を立て替え、活動資金に振り向けるべし、という意見が大勢を占め、同席の SB ラグア社長も同意を表明していた。

(2) DTI (貿易産業省)

本省の機構としては政策立案を担当 する中小企業局(BSMED)とマーケ ティングを担当する国内商業局(BDT) がある。実際に政策を推進するのは各 地域(16地域)総局とその下に各州 (79 **州) に設置されている** DTI 支局で あるが、これを管轄するのは Ms. Nelly Villafuerte 次官と Ms. Zeny Maglaya 次 官補がトップの ROG (Regional Operation Group) である。1970 年代には地 方の部局を BSMED の前身 BSMBD が直接管轄していた時期があったそう だが、現在の仕組みでは、地方での事 業展開は ROG が主導権を握ってい る。したがって、BSMED が編み出し たとされる SME キャラバンも ROG

の協力なしには実行できない。

また、本省の外に以下の事業実施機 関がある。

• PTTC: 貿易研修センター

CITEM:国際展示会・ミッション・センター

PDDCP:商品開発・デザイン・センター

CITC:家内工業技術センター (研修、設備利用、コンサ ルテーション)

• CIC:産業競争力センター(品質 管理、5S、生産性向上に関 する研修など)

(3) DOST (科学技術省)

DOST 傘下に産業技術開発研究所 (ITDI: Industrial Technology Development Institute) があり、ITDI には金属産業 R&D センター (MIRDC: Metal Industry Research & Development Center)、包装技術センター (PRDCP: Packaging R&D Center of the Philippines) など特定技術分野ごとの研究開発センターが運営されている。

また、DOST では Set-Up の愛称で 親しまれている SME 向けのサービス がある。Set-Up は Small Enterprises Technology Upgrading Program の略称であるが、今年度の目標として以下の課題を掲げている。(DTI との協力の下に加工食品、家具、GTH (Gift, Toys, Handicrafts) 水産加工品、切り花・果実、金属工業の分野のMSMEを対象としている。)

- 7,200 社に対し1万2,000件の技 術指導を行う。
- ・参加企業の粗収入を最低 30 %引き上げる。
- 参加企業の雇用を最低 50 %引き 上げる。
- ・年末までに参加企業の最低過半数が新市場、輸出に取り組むべく支援。
- DOST の地方の試験所の試験・分析サービスを最低 5 割増
- ・生産性を5割引き上げる
- ・抵当なしの融資プログラムの提供 なお "DTI Dataline" (2004年7月 19日号) に昨年1年間の実績が掲載 されているので紹介する。

プログラム参加企業数: 781 社

平均生産増加率: 38 % 平均粗収入増加率: 28 %

雇用増加: 3,779 名 輸出開始: 35 社

(4) DOLE (労働雇用省)

労働雇用省は TESDA と称する職業 技術訓練請施設を運営している。ここでの主業務は特定技術の訓練・指導に加え、起業家育成プログラムも実施している。なお、TESDA には JICA の支援で「女性センター」が設置されている。TESDA は全国各地に 64 カ所の訓練センターを有している。訓練内容は多岐にわたり、訓練期間も短期から長期までさまざまなプログラムを実施しており、受益者は膨大な数に上るとみられる。

セプ市の TESDA を例にとると、 CAD の訓練を実施している。このコースの場合は受講の資格要件がかなり 厳しく、いわゆる職業訓練とは趣を異にしていた。金型産業の国内での生き 残りをかけて優秀な人材を探していた 日本の中小企業の依頼を受けて、 CAD コース見学の際に知り合った青年を紹介したところ、筆記・面接の結 果採用され、日本での研修の後、独立 自営で金型の詳細設計を行っている。

(5) DENR (環境・天然資源省)

DENR は農山村での事業活動支援 のためユニークなプログラムを実施し ている。 その一つが CLASP(Community Livelihood Assistance Special Program) と呼ばれるもの。地方公共団体および NGO あるいは NPO との協力の下に地域住民の生活向上を技術面からサポートするプログラムである。具体的な事業としては Roselle および Gugo という手工芸品の原料の栽培・加工、廃材利用の木炭製造、ラタンの種苗栽培、森林でのヤギの飼育、家庭菜園用の促成コンポスト生産、ヒアシンスの栽培などである。これらの事業は DENRの主業務である環境保全と両立するユニークな事業である。

(6) DILG (内務自治省)

DILG はこれまで SMEDC のメンバーに入っていない。SME 振興を図っていく過程で、地方自治体 (LGU: Local Government Units)の積極的関与が不可欠な要素である、という認識が徐々に浸透し、現在議会に提出されているマグナカルタ改正案では DILGを SMEDC メンバーに正式に組み入れることになっている。

2002 年に成立したバランガイ零細 企業法 (BMBE Act of 2002) の施行 は地域によって大きな差がある。DTI では BMBE 法施工規則制定に当たっ て、関係省庁と綿密な連絡をとり、各 省庁からも出先機関に対して BMBE 法施行推進のため DTI へ協力するよ う指示が出されている。

BMBE 法の施行が LGU にとっては 短期的に税収減につながるという懸念 から、かなりの LGU が施行に消極的 だということである。 DTI-BSMED では幹部を派遣し、あるいは地方の出先を通じて LGU の説得に努めているところであるが、こうした消極姿勢を転換するためには DILG 本省の積極的 な関与・協力、特に出先機関への指示徹底が不可欠である。

(7) UP - ISSI (フィリピン大学小規模 企業研究所)

UP - ISSI は行政機関ではないが、 フィリピンにおける SME 開発に果た してきた重要性に鑑み、本章で解説し ておきたい。

ISSI は小規模企業研究所だが、発端は1960年代半ばにオランダの技術援助プロジェクトとして始まったようである。資料によると、1966年に時のマルコス政権がRA6041に基づきUP-ISSIを設立したとされている。10年後の1976年にはISSIの活動の財政基盤を整備する目的もあって

SERDEF (Small Enterprises R & D Foundation Inc.) という財団が設立された。それ以降、ISSI と SERDEF は表裏一体となって SME 開発にかかわってきている。

主たる業務は SME に関する調査・研究、起業家養成研修のカリキュラム作りと実施、コンサルテーションであるが、"Entrepreneurship"を全国の高等教育機関で正規の講座として採択するよう働きかけるなど、非常に有意義な活動を続けている。

90 年代にはアジア経済研究所と共 同で、フィリピンの中小企業に関する 深みのある実態調査も実施している。

さらに、APEC の場ではカナダとの 共同プロジェクトとして、APEC 全域 に通用する SME カウンセラーの資格 認定制度 (APEC-IBIZ と称する)を 構築している。これまでに 34 名の APEC-IBIZ カウンセラーが誕生し、 さらに 9 名のカナダ人の認定申請を 審査中とのことである。

- (注1)1986年2月に繰り上げ大統領選挙が 行われたが、選挙結果に対する混乱 があり、マルコス前政権に替わりア キノ政権が誕生した。「二月革命」 (ピーブルパワー革命、EDSA 革命) という。
- (注2)2003 年にパランガイ・マイクロ企業 法(後述)を制定したが、こうした インフォーマルセクターの登録を進 め、政府施策の浸透を図ることを目 的の一つとしている。
- (注3) DTI Core Group:マグナカルタで設置が定められた関係省庁の代表から成る審議会と異なり、DTI 内部のSME 開発関連部局・外郭機関で構成され、毎週会合を重ねている。議長はSMEDC アロンゾ総裁、事務局はBSMED。
- (注4)2003 年に発効した同法には、フィリピン娯楽・ゲーム公社、通称 PAGCOR から SME 開発基金 3 億 ペソを拠出することが盛り込まれて いる。